

除雪サービス事業 実施要項

(目的)

第1条 この事業は、65歳以上の高齢者世帯等を対象に、地域で行う在宅援護活動の一環として冬期間の生活道路を確保することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は社会福祉法人泊村社会福祉協議会(以下、「本会」という。)とする。

(対象者)

第3条 除雪サービス事業の対象者は、原則として(1)(2)どちらかに該当する者とする。

- (1) 介護保険認定者(事業対象者・要支援者・要介護者)
- (2) 身体障害者手帳等の交付を受けられている方
- (3) その他、会長が認める者とする。

2 対象者が長期入院、旅行、冬期間に子どもの居住地で過ごす等で不在の場合、除雪サービス事業の対象外とする。

(協力者)

第4条 この事業の協力者は村内・村外ボランティア等(以下、「ボランティア」という。)する。

2 この事業実施するボランティアは申請書(様式第4号)に必要事項を記入し、本会に提出しなければならない。

(実施期間)

第5条 この事業は、12月1日から翌年3月31日までの期間とする。

(実施方法)

第6条 この事業は第4条に掲げる協力者と連携し、24時間以内に概ね15センチメートル以上の積雪があったときに対象世帯の居宅の玄関前から公道までの間を概ね80センチメートル幅で除雪するものとする。ただし、15センチメートルに達しない場合においても、状況に応じて除雪サービスを実施するものとする。

2 原則、1日1回までの除雪とする。ただし、天候等の状況により危険が伴う場合は、除雪を行わなくていいものとする。

3 この事業は本会と民生・児童委員協議会、各地域会及び泊村・その他の団体・機関と連携し、担当ボランティアの協力のもと、事業を実施する。

(利用申請)

第7条 この事業を利用する者は（以下、「申請者」という。）申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、本会に提出しなければならない。

(利用決定)

第8条 前条の要項により、申請があった場合、その内容を審査のうえ、利用の可否を決定（様式第2号）するものとし、その結果を申請者等に速やかに通知するものとする。

2 サービス利用の可否、利用の取り消しを決定した場合は、速やかに会長まで報告するものとする。

(届出の義務)

第9条 利用の決定を受けた者（以下、「利用者」という。）も若しくはその家族は、利用者が次に各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長に報告しなければならない。

- (1) 転出、転居、死亡、入院、施設入所したとき。・
- (2) 利用を辞退するとき、又は一時的に休止するとき。
- (3) 親族と同居することとなったとき。

(利用停止)

第10条 会長は、除雪サービス事業の実施期間において、利用者の居住の実態がない期間については、除雪サービス事業を停止することができる。

(利用者の負担)

第11条 この事業にかかる利用者負担金は、1年度につき 12,000 円を負担するものとする。

(実施記録簿の作成)

第 11 条 除雪サービス事業利用者は、除雪記録簿に記録をし、事業完了後、各地域会長又は民生委員に提出し、地域会長・民生委員は、その記録簿を本会へ提出する。

(助成費)

第 12 条 助成費は除雪機の燃料費、除雪用具購入・補修費として、一世帯を担当するごとにひと月 10,000 円として換算し、ボランティアに交付する。ただし、一世帯上限 40,000 円を限度とする。

2 助成費の交付は、翌月 15 日までに指定金融機関まで振込若しくは現金交付を行う。

(保険加入)

第 13 条 この事業に協力するボランティアは本会が指定する保険に加入することとする。ただし、保険にかかる手続きは泊村社会福祉協議会が行う。

2 加入する保険料については、本会で負担する。

(その他)

第 14 条 その他必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。